

おチロらせ

お問い合わせ
電話番号



吉備 庁舎
金屋 庁舎
清水行政局

52-2111

問 和歌山県県民生活課県民相談室
☎ 073-441-2356

問 和歌山県県民生活課県民相談室
☎ 073-441-2356

受付期間／5月31日（火）
予約方法／有田振興局総務県民課
（☎ 64-1257）へ電話予約
定員／9人（先着順）

内容／弁護士と県民相談員による法律相談、行政相談、その他一般相談

予約受け付け

城粟五安水下	A L E C	出連出出道	張絡張張	所所所課	23-0001	環境ラス	タ集セ	一場所	52-5384
山生郷諦	水道	道	道	課	22-0351	休日	チ急	診療	52-7855
					22-0254				52-4882
					26-0001				52-3055
					52-5356				52-5474
					53-1031				{ 090-7966-1697
					52-4730				52-8744

有田川町少年センター	子育て支援センター	52-5474
	有田湯浅警察署調べ	52-8744

まちのデータ

(令和4年(2022年)4月末日現在)

人口 2万5,766人
男 1万2,212人
女 1万3,554人
1万671世帯

交通事故発生件数
(4月中、物損含む)
有田川町 46件
死者0人 負傷1人
有田湯浅警察署調べ

6月の行政相談

・二川高齢者福祉センター
16時 13時

6月8日（水）

・五郷地区生活改善センター
16時30分 14時

清水行政局総務政策室

移動県民相談

日時／6月14日（火）13時～16時
場所／有田振興局（湯浅町湯浅
2355-1）

満たす方
①就農者の申請日における年齢が18歳以上30歳未満であり、1年内に農業経営を継承するため就農した方。
②町内に住所を有し、かつ、町内において効率的かつ安定的な農業経営を10年以上継続して行い、また地域農業の中心的な役割を担うことについて強い意欲を有している方。
③青年等就農計画の認定を受けた者で、町がその認定をした者であること。もしくは、認定農業者の子または孫（※1）であり、かつ青年等就農計画と同等の書類を作成し町に提出した者（※2）。

相談

次世代を担う農業者支援 親元就農を支援します 有田川町農業経営継承者支援事業

農業

※1 当該認定農業者が法人である場合は、構成員のうち農業に従事する者の子または孫を含む。
※2 子等に代わってその配偶者が農業に従事するときは、当該配偶者を子等とみなす。

④年間150日以上かつ、年間1200時間以上の農業従事を行う方。

⑤国・県などが実施する同様の事業による補助金、交付金その他の給付金などを受けない方。
⑥町税の滞納のない世帯

⑦助成額／1人当たり年間50万円を上限とします。交付期間は2年を限度とします。

⑧申請受け付け期間／7月1日（金）～7月29日（金）
⑨請書を提出
※後日、審査があります。

⑩受け付け方法／産業課窓口まで申請
※その他詳細、申請書様式は町ホームページでご確認ください。

申問 産業課（金屋庁舎）

広報ありだがわが
アプリで読める！

マチイロ

広報ありだがわ
と町議会広報かわら版を
アプリ「マチイロ」でご覧いただけます。利用料は無料です。